社会福祉法人未来こどもランド

役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人未来こどもランドの役員の報酬に関する事項を定める。

２　ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・理事会の決定に従うものとする。

３　この規程の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払う報償費のことをいう。

（役員定義）

第２条　この規程において役員とは、理事、評議員及び監事のことをいい、相談役・顧問については、これに準じる。

（適用範囲）

第３条　この規程は原則として非常勤の役員に適用し、職員の国籍、信条、社会的身分、性別を理由として報酬その他の労働条件について差別的取り扱いをしない。

２　役員の職業（公務員等）によっては、兼業の禁止規定等の理由により、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、適用除外とする。

３　職員（従業者）を兼ねる常勤理事の報酬は、給与規則に基づいて支払うものとし、この規程による理事の報酬規定を適用しない。

（報酬額の決定）

第４条　役員の報酬は､理事会の決議によるその報酬総額の範囲内で次の通り決定し支払われる。但し、経営状態・従業員の給与などとの均衡を考慮して決めるものとする。

２　役員の報酬は、理事会の決議を得て決定する。

（１）理事の報酬は、１回当たり５千円を支払う。但し、月額上限を二万円とする。

（２）評議員の報酬は、１回当たり３千円を支払う。

（３）監事の報酬は、１回当たり１万円を支払う。

（４）相談役・顧問の報酬は、理事に準じる。

３　前項各号の報酬には、都内における行動旅費（費用弁償）を含むものとする。

（支払方法）

第５条　役員報酬の支払方法は、月末締めとし翌月末日に支払う。当日が休日の場合は、その前日に繰り上げる。

（改廃の手続）

第６条　　この規程の改定は、理事会の決議をもって行うこととする。

附　則

この規程は、平成　26 年　7 月　26 日から施行する。